

## 令和5年度 第1回浜松市市民協働推進委員会

日 時：令和5年6月22日（木）午前10時～午前11時15分

場 所：浜松市役所 本館3階 32会議室

出席者：鄭智允委員長、須山嘉七郎副委員長、北智美委員、夏日記正委員、成瀬記言委員、  
橋本成美委員、平松千佳委員、古橋 理委員

（オブザーバー）はまこら（浜松市市民協働センター）今中秀裕センター長

報道関係：2名

傍聴者：0名

事務局：新谷市民部長、藤田市民部次長、松下市民協働・地域政策課課長補佐、  
森本副主幹、河合主任、吉原主任、菅谷、高橋

---

### 会議次第

#### 1 開会

#### 2 議事

- (1) 令和5年度浜松市CSR活動表彰事業について
- (2) はままつ夢基金制度の見直しについて
- (3) その他

#### 3 閉会

#### 《資料》

- ・令和5年度浜松市CSR活動表彰事業について・・・・・・・・・・資料1
- ・はままつ夢基金制度の見直しについて・・・・・・・・・・資料2

## 1 開会

事務局： ただ今から令和5年度第1回浜松市市民協働推進委員会を開催する。

本日は、今宿委員、村木委員より欠席される旨の連絡を頂いており、8人の委員で会議を進める。

また、オブザーバーとして、はまこら(浜松市市民協働センター)今中センター長にご出席頂いている。本日の終了時刻は正午を予定している。

※配布資料の確認

鄭委員長： はじめに、会議の公開・非公開について確認する。事務局から何かあるか。

事務局： 本委員会の会議は、原則公開となっている。今回も公開で行うのがいかかがか。

鄭委員長： 事務局の提案について、委員の皆様のご意見はいかかがか。

—委員一同異議なし—

鄭委員長： それでは本日の会議はすべて公開とする。

—報道関係者2名入室—

## 2 議事

### (1) 令和5年度浜松市CSR活動表彰事業について

鄭委員長： それでは議事に移る。まずは事務局から説明を求める。

事務局： ※資料1に基づき説明

鄭委員長： 今の説明について、大きく分けて3つ議論する点がある。

まず1点目は、応募対象者の見直しということで、対象者を拡大する点。

2点目は、応募対象事業の見直しで、どうしてもグレーゾーンがあり、どう判断すればいいのか困ることがある点。

3点目は審査基準のSDGsとの関連性の部分を削除する点。これらに関して皆様のご意見を伺いたい。

平松委員： この表彰制度において、CSRとCSVの区別が難しいというのは、以前からの課題だったが、個人的には、どちらも活動自体は大変良いものであると思っている。地域課題があって、それを解決するための活動というところで評価して良いと考えているが、CSRかCSVか判断が難しいようなものは優秀賞ではなく特別賞のような形での評価になるのではないかと思う。審査基準のところでは問題意識については良いと思うが、活動内容のところでは違った観点から評価をするようにしてはどうか。

鄭委員長： 審査基準については皆様には是非意見を出していただきたい。まず1点目の「応募対象者の見直し」について、意見はあるか。

古橋委員： 1点目の、応募対象者の見直しについては、3点目の審査基準の見直しにもつながるので良いと思うが、広げすぎて何が何だか分からなくなるのも心配である。

もう一つ、別紙1の(2)の図についても一度事務局に説明をお願いしたい。

事務局： 一番左側については、本業ではない活動による地域社会への貢献ということで、市がこの制度を制定した当初に予想していたCSR活動として合致しているかと考

えている。反対に右側については、事業者利益がスタートにある活動の場合には評価が難しく、対象外となるのではないかと整理している。真ん中の部分については、先ほど委員の方からご意見の出たCSV的な活動で、ここをどうするかを委員の皆様と話合っていたいただいている。本業での活動なので基準から外れるとも言えるが、だからといってそれを外してしまっても良いかというところが、非常に難しいので、皆様のご意見をいただきたいところである。

古橋委員： その判断はかなり難しい。

鄭委員長： (2)に「企業が学校と共に行う花壇の清掃などの保全活動」という例があるが、会社の近くを綺麗にすることが本業に繋がらないかということ、個人的には、繋がる気がする。会社から少し離れたところだとしても、会社までの道が綺麗であれば、その会社のイメージアップになる。それを考えると、必ずしもこれをCSR活動の事例として一番良いとは言えない。

それから、(2)の図は、上から矢印が3方向に出ているが、3つの事例区分のうち、左にいくほどCSR活動の理想の形に近づくということだと思う。前回の審査の時に、成瀬委員の発言だったと思うが、CSR活動はすべて、いずれ本業に結びつくと仰ったのがとても印象に残っている。成瀬委員のご意見はいかがか。

成瀬委員： 確かに、先ほど事務局の説明にもあったように、この一番右の「業界イメージアップを目的とした事業PR」とか、この要素のみで応募したものはどうかと思うが、他の要素もあれば良いのではないかと思う。

鄭委員長： もし一番右のような要素だけで応募があったとしても、おそらくこの委員会で議論して審査することになると思う。そう考えると、あえてこの場で対象外とする線引きを決めることはいかがなものかという気もする。

北委員： 私の属する企業はこの「事務所周辺の清掃」を毎週金曜日に行っているのだが、企業のイメージアップのためだけではなく、ご近所の人たちのために少しでも綺麗にと思ってやっている。建築現場というのは騒音等で嫌がられることが多いので、現場の周辺は必ず毎日清掃をしっかりとる。それはイメージアップのためというよりも「ご迷惑おかけしてすみません」という気持ちで、CSRとしてやっている。清掃活動を例に挙げるには、書き方が非常に難しい。

須山副委員長： 資料の「浜松市市民協働を進めるための基本指針(概要版)」に「本業と地域や社会への貢献の両方を通じて企業価値を高める」とある。本業だけではなくて、それ以外に社会課題にその企業がどう取り組むかということを問うていると思う。その意味では、このグレーゾーンの部分は、確かに最初は問題になったが、それによって議論をすることができて、かえってよかったと思う。

もう一つ、企業が参加するときに、完全に儲けを度外視して参加するとなるとモチベーションが絶対に下がる。この点についてどのように市が捉えているか、つまり社会貢献について市がどのように捉え、この表彰を実施するのも問われる。本業だけではなくて、社会貢献という意味では、このグレーゾーンは非常に大事な部分だと考える。

今までは企業と個人事業主だけが対象だったが、これに学校や病院などの事業者を入れていくということで、学校も病院も「儲け」はあるのだが、人のために尽くす、社会のために尽くすという意味では「広げる」ということに意味がある。最初スタートした時点では限定的であっても、だんだん拡大していく、そういう意味では、良い流れだと思っているが、いかがか。

夏目委員： そもそも企業は本来地域に求められたことを提供することで成り立っているものだと思うので、非常に区別しづらいものではある。

事業で切り取るとわかりづらくなるので、本来の、その企業さんたちの思いの方向をどう受け取るかだと思う。活動内容が議論になったとしても、北委員が仰ったように、地域のためという思いを持ってやっている人たちがいれば、全く問題がないと考える。我々が、そこをどう汲み取って評価していくのかということが大切だと感じている。

橋本委員： 私は今回の提案に対して全面的に賛成である。どう書くか、申込書の書き方によるかもしれない。どう書いたら、社会のためにやっている、利益のためにやっているのではないと伝えることができるか、だと思う。

昨年、専門学校が応募できないと聞いて、それはおかしいと思っていた。確かに生徒を集めるためかもしれないが、地域のため、子供たちのためにと考えてやっているところもあるので、それは十分CSRであると思う。

間口を広げたことによって私たちの審査は難航するかもしれないが、それが私たちの役割である。ここで「本業だから」と言ってしまうとせっかく広げた間口を狭めてしまうことになるという懸念もある。一旦受け入れて私たちが審査することにして、審査基準の方を見直すということにしてはどうか。

鄭委員長： 審査が大変になりそうだが、今中センター長のご意見はいかがか。

今中センター長： 対象者についても事業についても広げていくという方向性だが、対象者を広げる方向性も非常にわかりやすく良い。事業については間口をすごく広げて受け取ってしまうと、橋本委員が仰ったように、審査が大変になってくる。委員の皆様の判断基準、社会貢献活動と捉える目線が各々違うので、決める時に非常に大変になると思う。

そういう点では、審査基準でCSRかCSVかを最終的にきちんと判断できるような基準が設けられれば良いと思うが、それは大変難しい。

鄭委員長： 間口を広げるなら、審査基準を明確にしないと審査が大変だとの指摘があった。

事務局： 資料1の裏面で、事務局提案として、対象チェックシートというものを今回初めてつけている。応募された事業の内容が本業か否か、その目的が社会貢献化事業者利益かを該当・非該当でチェックすることを想定したものであるが、ここをたとえばいくつかの段階で評価し、さらに審査基準も合わせて評価していけば、CSRの要素が強く問題意識や活動の内容もしっかりしていれば高い評価がなされる。CSVの要素が強く本業に近いが、活動内容が素晴らしいというものも、この審査の中で総合的な評価ができれば良いと考えている。

今回欠席の村木委員からお話を伺っている。企業にとって、本業とかけ離れた活動は、モチベーションに繋がらない。取り組んだ活動やその現象を見るよりも、事業者としての社会的責任や志、理念、取り組みに至った思いや、背後にある考え方、目指すものをきちんと説明できていれば、取り組む課題や取り組んだ内容は二の次になるのではないか、というご意見をいただいている。

鄭委員長： 申請の時に、取り組みの背景や理念に関しても書いていただくということか。

事務局： 今の申込書は、認識した課題などから順を追って文章を書くものだが、それに加えて、掲げる社会貢献活動の理念、背景をきちんと書くような形の申込書にしたかどうかというご提案を(村木委員から)いただいている。

鄭委員長： 確かに今の指摘は非常に重要で、これは後程我々の審査に繋がっていくので、もう少し申込み用紙の形式を考えていただいて、さらに資料1の2ページ目のチェックする方法に関しても、もう少し練っていただきたい。

事務局： 事業としては、本日示したスケジュールで進めていきたいので、今この場でご提案をしたい。

チェックシートの項目のうち1点目、応募対象者については、単なるサークルやグループは対象外ということで今までと同じであるため、これは〇×でチェックする項目としたい。

2点目、応募対象事業のうち本業か否かの点については10段階の評価にして、完全に本業であれば0点、完全に本業でなければ10点とし、さすがに0点の時は失格であるが、1点でもあれば失格とはしない。例えば移動販売の例では、小売という部分では本業に近いが、もともと店舗経営であるのに移動販売に取り組むのは、完全な本業ではない。ここは皆さんのお考えになると思うが、5点とか3点とか、他の事業と比べると相対的にこの部分の評価が低くなるということになる。

それから、目的が社会貢献であるかどうかという点については「業界のイメージアップのため」と最初に言われてしまうと、1点とか2点、場合によっては0点になってしまうと思う。

そのような形でチェックシートに10段階評価を入れながら、審査基準による審査と合わせて、全体的な評価をし、委員会による審査のときにご判断していただく作りにしたいと思っているがいかがか。

古橋委員： 企業側からすると、その判断はなおさら難しいのではないか。本業のノウハウを使っただけの活動は、本業と全く違うとは言い切れない。本業とリンクしている場合は、その活動が総売り上げの中のどのくらいの比率かとか、売り上げに転嫁されているかどうかなど、数字的なもので見てはどうか。

事務局： 売り上げに転嫁されているかどうか、というのはよい指標だと思う。

須山副委員長： 前回の審査にあった移動販売の事例で言うと、確かに利益は出ていると思われるし、本業に絡んだ活動でもあると思う。しかし、あの活動をやめられてしまったら地域は本当に困るし、かといって行政が代わりにできないことも明らかであ

る。となれば、それは点数をつけても良いのではないか。ただ、人によって評価が違うので、10段階ではなくてA・B・Cの3段階くらいにしてもらった方が分かりやすいのではないか。あくまで審議することが前提であるが、このような「行政が代わりにやることができないようなケース」は、社会課題の解決として評価すべきだと考える。

事務局： 10段階の数字で評価するという事務局の案に対して、須山副委員長からの今のご意見は3段階での評価「A：全く問題ない」「B：判断に悩む」「C：該当しない」として、Bは委員会で議論して結論を出し、Cも「本当に該当しないか」を議論する、というご意見でよろしいか。

須山副委員長： 参加企業を増やすことが重要なので、以前は自治会の推薦をもらうなどいろいろやったが、裾野を広げる段階から内容を深める段階まで持っていきたいというのが市の考え方なのであれば、審査は大変だが、制度的にしっかり作っていった方が、事業者のためになる。

古橋委員： A・B・Cを審査する前に事務局が内容を調査をして欲しい。書き方をきれいにしてしまうと、書類だけではわからない。

事務局： 「業界のイメージアップ」の事例でも、書き方が違えば通ったのではないか。

成瀬委員： 本業かどうかについては、その活動をやる時に企業側が「これは本業ではない」と考えてやっているのに、市の方で「これは本業だ」とそれを否定してしまうのは非常にもったいない。応募するかしないかを事業者の方で考えたときに、本当は応募してくれるはずだったのに「これは本業だね」と自分たちだけで結論付けて、応募をやめてしまうという心配があると思う。

それから、今回学校や病院と言った事業者からの応募が増えると思うが、事業者の本業というのは、その事業者さんの特色・特性であって、それを生かした活動の方が地域にとってより良い活動になるような気がするので、本業でないというこの一言で決まってしまうというのがまず課題のような気がする。

事務局： これまでの応募書類を見てきて、社会貢献を目的としているということを、誰が見ても伝わるように整えて欲しいと思っている。例えば、自社の廃棄の食材を使って新しい商品を作り、自社で売ってSDGsの食品ロスの削減に合致しているということは、確かにとてもいいことで、それを否定するところではないが、それは「事業活動として」の表彰制度で評価してくれれば良いと思っている。

CSR活動表彰は、CSRというものがまだ企業の皆さんにもあまり浸透していないような時代に、それを促していこうところから始まっており、その時にはCSVという概念もあまり明確になっておらず、また私たちの認識も「企業はお金を稼ぐことが目的だ」という、少し偏ったところがあった。そこから、利益追求以外に社会貢献活動を行う企業を表彰しようというのがもともとの趣旨だった。そうしている間に、実は企業の方がよほど考え方が進んでおり、事業活動の中で社会貢献できることがたくさんあるとか、そもそも事業活動が社会に貢献しているということは当たり前のことだというような考え方が出てきて、非常に線引きが

難しくなっている中で何とか線を引こうとしているところである。

そこで、本業か本業でないか、社会貢献になっているかどうかの解釈を、一元的に○か×かで評価するというのも乱暴な話であると思う。

古橋委員： 本業であるかどうかという要件をカットできないものか。大事なのはその下の、活動目的が社会貢献であるかというものではないか。

鄭委員長： 私も同意見である。これをカットしてしまうのが一番悩まずに応募できるのではないか。

事務局： こちらとしても事業者へ周知していくときには、社会貢献活動が目的であれば本業かどうかという点は強調しないようにする。

鄭委員長： 時間も迫っており、いろいろなご意見が出ているので、今すぐここで答えを出すのは非常に難しい。本日の意見も踏まえて次回の委員会で修正点の報告をお願いしたい。

審査基準に関しての意見もいくつか出ていたが、これも次回に修正の報告をいただくようにしてもよろしいか。例えば、審査基準のうちSDGsの項目を削除するという提案をいただいたが、委員の中でもこれについてはいろいろと意見があると思う。須山委員のご意見はいかがか。

須山副委員長： 2030年が達成目標となっているため、今この時点で削ってしまうのは、市の方針としても良くないと思う。

また、活動内容の項目の中で「組織として」「組織内において」と同じような項目があるので、ここは整理した方が良い。

北委員： 私たちは、活動するときに必ずこの活動がSDGsのどの目標に当てはまるかということを確認する。そうすることで意識づけにもなり、自分たちの活動がどのようなことに繋がっているのかわかると思う。私は、この問題意識を持つことは非常に大事で、それに気がつかないと行動はできないと思うので、きちんと注目すべきだと思う。

効果の項目については、CSRはすぐに効果が出るものではなく、地道に積み上げていくものなので、そこで点数を付けるのは、なかなか難しいのではないか。

古橋委員： 私もこの問題意識の項目については、配点が10点ではなくて15点あってもいいくらいだと思っている。考えることがスタートであり、できるかできないかはその次である。

鄭委員長： 一歩踏み出して応募していただけるということが大切だと思う。審査基準それぞれの項目に関しても委員から意見が出たため、もう一度これを練っていただきたい。

事務局： 審査基準についても、ご意見を盛り込んで、次回7月24日の委員会の中で報告する。

鄭委員長： 他に意見はないか。なければ、以上で「(1)令和5年度浜松市CSR活動表彰事業について」の議事を終了する。

## (2) はままつ夢基金制度の見直しについて

鄭委員長： 続いて「はままつ夢基金制度の見直しについて」の議事に移る。事務局から説明をお願いしたい。

事務局： 資料2に基づき説明

鄭委員長： 今の説明について、委員の皆様にご意見やご質問を伺いたい。

橋本委員： 私もスタートアップサポート事業を高校生の時に知ったが、設立から1年以上経ってしまっていて受けられなかった。高校生のときだったので、お金もなく、すごく残念だった。この要件の「設立後1年未満」が3年とか5年だったらよかったのにと思っていた。他にも、対象経費の半分以上で5万円までというのも少額で、活用が難しい。高校生の団体だったら、そのくらいの規模でも良いかもしれないが、大人の団体だと、この額では活用が難しい。今基金が残ってるので、活用できないくらいならもう少し交付額を増やしても良いのではないか。

古橋委員： なぜ応募できるのが1年未満の法人だけで、上限が5万円なのか、その根拠がわからないが、橋本委員の意見のとおり要件は考え直しても良いのではないか。

事務局： この制度を紹介する対象として一番多いのはNPO法人なのだが、設立して一年目というのは、法人としての活動の骨組みを組み立てるだけで、本格的な活動を始める前にあつという間に終わってしまう。一年目であれば事業費10万円の活動をするくらいではないか、というところからきている。

鄭委員長： NPO法人を運営している立場から、今中センター長の意見をお願いしたい。

今中センター長： NPO法人は、大体の場合設立した年は、会費くらいしか収入がない。あつても5万円くらいで、10万円集められるところは、大きく活動している団体だけである。事業費の半分だけ補助というと、残りの半分は自分たちで用意しなくてはいけないのだが、設立したばかりの法人だとそれが難しい。

あとは、NPO法人の存在は把握がしやすいのでこの制度を紹介できるが、任意団体や学生の団体だと、制度の周知が難しい。

鄭委員長： 上限額を上げることと、周知について考えていかななくてはならない。補助件数も0件が続いているので、補助上限額と、補助対象団体の要件も設立後3年くらいにするべきではないかと思っている。

須山副委員長： 国の補助金などは、補助率が2分の1ということが多く、それによって審査がきっちりできるというのも理解できるが、これは市民活動を支援するという目的なので、補助率を3分の1とか4分の1とかに下げて様子を見て、利用が多ければまた増やしていくという方法もあると思う。上限が5万円というのは「5万円のためにこんなに書類を用意するのは嫌だな」と皆ってしまうと思う。10万円20万円もらえるのなら頑張って書く、となるので、その辺は市の裁量で何とかできるのではないか。

鄭委員長： スタートアップなので、まだ応募書類を書くことに慣れていない。それを考えると、少し額が少ないかな、と思う。

平松委員： 私も設立してから3年くらいは対象にしてもよいと思うし、上限も5万円とい



うのは少ないと思う。しかし、1年目と3年目では使う金額も違うと思うので、設立からの年数で補助率や上限額を変えるなどしてはどうか。

鄭委員長： 大変良い指摘だと思う。

北委員： 浜松市はスタートアップエコシステムグローバル拠点都市になっている。それなのにこの額は少なすぎると思う。スタートアップするなら浜松に行こうと思わせるくらいなものにしなければ浜松の地域振興にはならないので、そういった点でも変えていかななくてはならない。

事務局： 創造都市・文化振興課には文化活動、芸術活動に対する補助制度がある。上限が対象経費の2分の1というような縛りがないものもあって大変人気があり、数十件の応募があった。はままつ夢基金もせっかく制度があるのに利用が少ない、活用できていないのでは意味がない。しかも需要は多いのだから「浜松に来たら、こういう制度がある」くらいにしないといけない。是非皆さんのご意見を反映して、使いやすいものに変えていく必要がある。

鄭委員長： 他に意見はないか。なければ以上で「(2)はままつ夢基金制度の見直しについて」の議事を終了する。

### (3) その他

鄭委員長： 続いて(3)「その他」の議事に移る。事務局から何かあればお願いしたい。

事務局： 次回の開催予定は、7月24日(月)午後2時からを予定している。本日議論していただいたCSR活動表彰の審査について見直し、報告させていただく。また、はままつ夢基金については、事業提案が1件あがってくる予定なので、委員の皆様には近々審査をお願いする。

鄭委員長： 他にはないか。なければ閉会に移る。事務局からお願いしたい。

## 7 閉会

事務局： 以上をもって、令和5年度第1回浜松市市民協働推進委員会を閉会する。